

# 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年11月24日 18時45分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港沖 岩屋港東防波堤灯台から真方位335° 300m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経135° 00.7′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 2人（操縦者及び同乗者）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：16時51分ごろ
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、岩屋港沖において、操縦者が船尾部に、同乗者が中央部にそれぞれ腰を掛け、魚釣りの目的で漂流していた。</p> <p>本船は、操縦者が左舷側に置いていた釣り竿<sup>さお</sup>を取ろうとして体重移動したところ、船体が左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船の船底につかまり、同乗者が持っていた携帯電話で通報を行い、来援した海上保安庁の巡視艇により救助された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、漂流中、操縦者が左舷側に体重移動して船体の重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、漂流中、操縦者が左舷側に体重移動して船体の重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が寄らないようにすること。</li> <li>・ ミニボートの乗船者は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>